

西東京いこいの森公園駐車場使用料について

1. 施設概要

西東京いこいの森公園は、東京大学原子核研究所の跡地（面積約 4.4ha）を取得し、西東京市誕生を記念したシンボリック公園として建設されたものである。

公園内に設置される駐車場は、市民参加による公園整備懇談会の話し合いを踏まえ、幅広い利用者の利便性に配慮し設置したものである。

また、公園駐車場使用料については、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針」に基づき、受益者の負担をお願いしている。

なお、平成 28 年 4 月から指定管理者制度を導入し、西東京の公園・西武パートナーズが公園の維持管理を行っている。

名 称	西東京いこいの森公園 有料駐車場
建 築 年	平成 16 年
所 在 地	西東京市緑町 3 丁目 2 番地内
利 用 時 間	午前 9 時から午後 7 時まで
休 場 日	なし（ただし市民まつり準備等により 7 日間使用不可）
駐 車 台 数	22 台（一般公園利用者用及び障害者用 1 台を含む）
面 積	698 m ²
管 理	機械ゲートによる管理（集金・故障等は、指定管理者が対応）
稼働状況	36.9%（平成 28～30 年度実績値の平均）
使用料収入	4,432,250 円（平成 30 年度年間駐車場使用料）



2. 使用料金

単位	金額
2時間までの基本料金（1台当たり）	300円
2時間を超える場合の料金（1台当たり）	1時間までごとに基本料金に150円を加算した額

原則として以下の場合には、駐車場使用料を免除している。

- (1) 西東京市(以下「市」という。)が公的に使用するとき
- (2) 市が開催する催しもので使用するとき
- (3) 市が認める市民団体等が、公園の目的に即し、公共的な理由で使用するとき
- (4) 公園の管理運営・維持に必要な作業を行うため業者が使用するとき
- (5) 身体障害者(身体障害者手帳、愛の手帳又は精神障害保健手帳の交付を受けているもの)で市民の方が使用するとき
- (6) 指定管理者が、公園の管理運営のために使用すると判断したとき
- (7) その他市長が認めるとき

3. 使用料設定の考え方について

平成16年度の駐車場開設当初に使用料を設定した際には、原価計算、公費負担と受益者負担の割合、近隣駐車場、都立公園駐車場の状況を考慮した上で、「2時間まで 300円とし以後1時間ごとにつき150円」と定めた。

この際原価計算の考え方としては、公園利用者のための駐車場とはいえ、一般の施設使用料とは異なり市場性も高いことから、独立採算的な考え方にたちながら、未利用時間に係るコストについても利用者に転嫁することが妥当であると考え、稼働率を平均30%と見込んで加味し、時間単価を算出した上で、受益者の負担割合を70~100%とするものとして計算した。

今回の定期見直しにあたっては、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき、適正な受益者負担割合を100%としたうえで、適正価格を再検証する。

＜平成30年度決算に基づく原価計算結果を踏まえた適正価格＞

資料2のとおり、平成30年度決算に基づく原価計算の結果、1時間あたりの価格は59円となった。これを近年の稼働状況を踏まえて再計算したところ、以下の結果が得られた。

なお、現行料金の適正単価に対する受益者負担の割合は94.3%となっており、現行の使用料と乖離がないことが確認された。

	原 価 (A)	稼働率 (B)	適正単価 (A ÷ B)	【参考】 現行料金
平成30年度決算	59 円/時	36.9%	159 円/時	150 円/時
消費税率10%転嫁	60 円/時	※三カ年平均	162 円/時	

4. 近隣の有料駐車場との比較

資料3のとおり、西東京いこいの森公園駐車場の1時間あたりの料金は、近隣の有料駐車場の料金と比較して、低廉な料金設定となっている。

なお、近隣の有料駐車場の料金設定は、前回調査時点（平成26年）から変更はなかった。

5. 検証の結果

以上のとおり、「使用料・手数料等の適正化に関する基本方針（令和元年度改定版）」に基づき、使用料に係るサービスの原価計算を行い、駐車場施設の受益者負担割合の区分に基づく適正価格を算出し、市内及び近隣自治体駐車場の状況を踏まえ検証を行った結果、いこいの森公園駐車場の使用料については、現行の使用料を据え置くことが妥当と考える。